

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	坪田 一男
【住所又は本店所在地】	千葉県船橋市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年9月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社坪田ラボ
証券コード	4890
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	坪田 一男
住所又は本店所在地	千葉県船橋市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社坪田ラボ 執行役員企画管理本部長 光岡圭介
電話番号	03-6384-2866

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社坪田
住所又は本店所在地	東京都千代田区飯田橋四丁目3番3号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社坪田ラボ 執行役員企画管理本部長 光岡圭介
電話番号	03-6384-2866

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書NO.6
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年8月7日
訂正箇所	2025年8月29日に提出しました訂正報告書につきましては、元の提出日を登録するところ提出日を変更しておりましたので、再度訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【提出日】

2025年8月29日

（訂正後）

【表紙】

【提出日】

2025年8月28日